

通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

		事業年度	法人名
他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」)-(別表六(九)「1」)		1	円
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)+(別表六(九)「1」)		2	
控除対象の試験の計算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)-(別表六(九)「6」)	3	
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)+(別表六(九)「6」)	4	
合算増減試験研究費割合	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)-(別表六(九)「7」)	5	
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)+(別表六(九)「7」)	6	
	合算増減試験研究費の額 (2)-(6)	7	
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	
通算親法日以研究事業に費割合が算和場の11合	他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)-(別表六(九)「10」)	9	円
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)+(別表六(九)「10」)	10	
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	
合算	(6) = 0 の場合	12	0.085
	(11) > 10% の場合の控除割増率 $(11) - \frac{10}{100} \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	13	
税額控除割合の計算	通算親法日以研究事業に費割合が算和場の11合 (8) > 12% の場合 $\frac{11.5}{100} + ((8) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	14	
	0 ≤ (8) ≤ 12% の場合又は(8) ≤ 12% かつ通算親法人事業年度が令和8年3月31日以前に開始した場合 $\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (8)) \times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	15	
	(8) < 0 かつ通算親法人事業年度が令和8年4月1日以後に開始する場合 $\frac{8.5}{100} + (8) \times \frac{8.5}{30}$ (マイナスの場合は0)	16	
	合算税額控除割合 $((12), (14), (15) \text{又は} (16)) + ((12), (14), (15) \text{又は} (16)) \times (13)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.14を超える場合は0.14)	17	
通算親法日以研究事業に費割合が算和場の11合	(8) > 15% かつ通算親法人事業年度が令和11年3月31日以前に開始する場合 $\frac{11.5}{100} + ((8) - \frac{15}{100}) \times 0.375$	18	
	3% < (8) ≤ 15% の場合又は(8) > 3% かつ通算親法人事業年度が令和11年4月1日以後に開始する場合 $\frac{8.5}{100} + ((8) - \frac{3}{100}) \times 0.25$	19	
通算親法日以研究事業に費割合が算和場の11合	(8) ≤ 3% の場合 $\frac{8.5}{100} - (\frac{3}{100} - (8)) \times \frac{8.5}{13}$ (マイナスの場合は0)	20	
	合算税額控除割合 $((12), (18), (19) \text{又は} (20)) + ((12), (18), (19) \text{又は} (20)) \times (13)$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	21	
試験研究費基準額 (4) × ((17)又は(21))	22	円	
他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)-(別表六(九)「23」)		23	円
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (23)+(別表六(九)「23」)		24	
法人税額基準額	(11) > 10% の場合の特例加算割合 $((11) - \frac{10}{100}) \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	25	
	通令に算和開親9始法年す人3る事月場業31合年日 (8) > 4% の場合 $((8) - \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	26	
法人税額基準額	(8) < マイナス4% の場合((11) > 10% の場合を除く。) $((8) + \frac{4}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	27	
	法人税額基準額 $((24) + (\text{別表六(十三)「12」})) \times (0.25 + ((25) \text{と} (26) \text{のうち高い割合}) \text{又は} (27))$	28	円
法人税額基準額	通令に算和開親9始法年す人4る事月場業1合年日 (8) > 7% かつ通算親法人事業年度が令和11年3月31日以前に開始する場合 $((8) - \frac{7}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	29	
	(8) < マイナス1% かつ通算親法人事業年度が令和11年3月31日以前に開始する場合((11) > 10% の場合を除く。) $((8) + \frac{1}{100}) \times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	30	
法人税額基準額 $((24) + (\text{別表六(十三)「12」})) \times (0.25 + ((25) \text{と} (29) \text{のうち高い割合}) \text{又は} (30))$	31	円	
税額控除可能額 $((22) \text{と} (28) \text{又は} (31) \text{のうち少ない金額})$		32	
控除分配割合 $(\text{別表六(九)「23」}) \div (24)$		33	—
税額控除可能分配額 $(32) \times (33)$		34	円
この申告が修正の場ある場合	当初申告税額控除可能額 (当初申告の(32))	35	
	当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(34))	36	
	(32) ≥ (35) の場合 (36)	37	
	(32) 税額控除超過額 (35) - (32)	38	
この申告が修正の場ある場合	(36) > 0 の場合の税額控除可能分配額 (36) - (38) (マイナスの場合は0)	39	
	(38) > (36) の場合の税額控除超過取戻税額 (38) - (36)	40	
非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	41		
(41) の法人税額相当額	42		
(42) の当期税額基準額 $((42) \times (0.25 + ((25) \text{と} (26) \text{のうち高い割合}) \text{又は} (27))) \text{又は} ((42) \times (0.25 + ((25) \text{と} (29) \text{のうち高い割合}) \text{又は} (30)))$	43		
調整後税額控除可能額 $((22) \text{と} ((28) \text{又は} (31)) - (43)) \text{のうち少ない金額}$	44		
(35) > (44) の場合の非特定欠損調整取戻税額 $(35) - (44)$	45		

別表六(九)付表 令八・四・一以後終了事業年度分